

## 公益財団法人名古屋産業振興公社ウェブサイトバナー広告取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、公益財団法人名古屋産業振興公社広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、公益財団法人名古屋産業振興公社（以下「公社」という。）がインターネット上に公開しているウェブサイト上に民間事業者等のバナー広告（以下「バナー広告」という。）を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

**第2条** 要綱第3条に規定するものの他、次の各号の一に該当する広告は掲載できない。

- (1) 公社ウェブサイトの品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 公社の事業運営及び推進に支障をきたすおそれがあるもの

(広告の規格及び広告掲載料金)

**第3条** バナー広告の規格及び掲載料金については、掲載位置、サイズ等を考慮して別に定めるものとする。

- 2 広告掲載料金は、広告掲載を確認後、公社が指定する期日までに一括で振込むものとする。
- 3 広告掲載料金は返還しない。第12条により取消した場合も同様とする。
- 4 公社の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、掲載できなかった日数が1日未満の場合は掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載の募集)

**第4条** バナー広告掲載希望者の募集は、この要領及び別に定める募集要項に基づいて行う。

(広告掲載の申込み)

**第5条** バナー広告掲載希望者は、要綱及びこの要領を承諾のうえ公社ウェブサイトバナー広告掲載申込書（様式第1号）を提出する。

- 2 前項の申込みに際して、許認可等を必要とする業種である場合、許認可証の写しを添付するものとする。

(広告掲載の可否の決定)

**第6条** 公社は、前条の申込書の提出を受けたときは、要綱等に定める掲載要件等に合致しているか審査し、広告掲載の可否を決定する。

- 2 前項により、広告掲載を認めた場合は、公社ウェブサイトバナー広告掲載決定通知書（様式第2号）にて申込者に通知するものとする。

(広告掲載順位)

**第7条** 社は、広告掲載希望者数が募集枠数を超えたときは、次の順位により決定するものとする。

- (1) 社賛助員に加入しているもの
- (2) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (3) 私企業のうち公共性の強いもの
- (4) その他(1)から(3)までに該当しないもの

2 前項の規定によっても、広告掲載希望者数が募集枠数を超えるときは、申込み掲載月数の多いものを優先する。

(広告原稿の作成)

**第8条** 広告原稿を作成するに当たっては、広告主の責任及び負担で作成し、広告のデザイン等に関して事前に社と協議しなければならない。

(広告掲載及び内容の変更等)

**第9条** 広告主は、申込時において社に掲載広告を持ち込み又は電子メール等により提出しなければならない。ただし、その後広告内容に軽微な変更がある場合は、掲載開始の7日前までであれば変更協議に応じるものとする。

2 広告掲載開始日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「非営業日」という。）に当たる場合は、その日以後において、その日に最も近い非営業日でない日を掲載開始日とする。

3 広告掲載終了日が非営業日に当たる場合は、その日以後において、その日に最も近い非営業日でない日を掲載終了日とする。

4 掲載期間は6月又は1年単位とする。

(解約申し入れ等)

**第10条** 広告主は、バナー広告の掲載について解約を希望する場合は、解約日の30日前までに社ウェブサイトバナー広告掲載解約申入書（様式第3号）を提出するものとする。

2 前項の規定により、広告掲載を解約した場合、納付済みの広告掲載料金は返還しない。

(広告内容の修正)

**第11条** 社は、広告の内容等が各種法令、要綱又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがある、又は誤りがあると判断したときは、いつでも広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取消)

**第12条** 社は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料金を納付しなかった場合

- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告内容及び広告からのリンク先として広告主が指定したウェブサイトの内容が、各種法令、要綱又はこの要領に違反している、あるいはそのおそれがあり、前条の規定によっても解消できないとき
- (4) 広告主に公社の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
- (5) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき
- (6) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
- (7) 広告主が公社の指名停止を受けたとき
- (8) 申込書に虚偽記載があったとき
- (9) 広告主からの書面による解約申入を受けたとき
- (10) 公社の業務上やむを得ないとき

(広告主の責務)

**第 1 3 条** 広告主は、広告の内容等が要綱及びこの要領に違反することがないよう注意する義務を負う。

(その他)

**第 1 4 条** この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は要綱及び名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドラインの定めるところによる。

**附 則**

この要領は、平成 2 3 年 3 月 1 5 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。